個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療費受給資格者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１受給資格者番号、２受給資格者住民コード、３受給資格者世帯番号、４受給資格者氏名、５受給資格者住所、６受給資格者生年月日、７該当年月日、８受給者住民コード、９受給者世帯番号、１０受給者氏名、１１受給者住所、１２受給者生年月日、１３被保険者の氏名、１４被保険者の住所、１５被保険者の種別、１６被保険者の続柄、１７被保険者の本人・家族の別、１８保険者名、１９保険者番号、２０記号番号、２１保険者所在地、２２手帳区分、２３手帳発行者、２４手帳交付年月日、２５手帳番号、２６手帳等級、２７支払金融機関名、２８口座名義、	
記録範囲	福祉医療費受給者証交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害者福祉手当台帳（国）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者福祉手当申請者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１受給者氏名、２受給者生年月日、３住所、４電話番号、５振込先金融機関、６個人番号、７配偶者氏名、８扶養義務者氏名、９請求年月日、１０認定年月日、１１支給開始年月、１２転入元市町村名、１３転入年月日、１４転出先、１５転出（喪失）年月日、１６喪失事由、１７手当月額、１８児童氏名、１９続柄、２０児童生年月日、２１手当等級、２２同居別居状況、２３再診予定年月、２４障害種別、２５所得状況	
記録範囲	障害者福祉手当申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請､25 については福祉手当 3 種システムから収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳交付台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者申請者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５発行者、６手帳番号、７初回交付日、８代表部位、９種別、１０総合級、１１保護者名、１２続柄、１３再認定日、１４部位、１５級、１６明細再認定日、１７障害状況	
記録範囲	身体障害者手帳を取得している者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、岐阜県身体障害者更生相談所からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岐阜県身体障害者更生相談所、他市町村関係部署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">高山市福祉灯油購入助成事業対象者リスト</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部福祉課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">福祉灯油購入助成事業対象者把握及び管理に利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４カナ氏名、５住所、６生年月日、７続柄</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">福祉灯油購入助成対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人から申請、課税状況調査</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部福祉課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳交付者台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部福祉課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳申請者の把握及び管理に利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２生年月日、３住所、４電話番号、５個人番号、６手帳番号、７初回交付日、８有効期間、９等級、１０保護者名、１１続柄、１２再認定日、１３需受給年金、１４年金等級、１５年金証書番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">精神保健福祉手帳を取得している者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請、8・9 については岐阜県精神保健福祉センターからの提供</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">岐阜県精神保健福祉センター、他市町村関係部署</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部福祉課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町 2 丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療費受給者証交付者台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療申請者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１氏名、２生年月日、３住所、４電話番号、５個人番号、６受給者番号、７初回交付日、８有効期間、９保護者名、１０続柄、１１再認定日、１２原傷病名、１３医療機関、１４加入保険、１５所得状況	
記録範囲	自立支援受給者証を取得している者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、8・9 については岐阜県精神保健福祉センターからの提供、15 については自立支援医療システムから収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岐阜県精神保健福祉センター、他市町村関係部署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考		

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">高山市暖房用燃料購入助成事業対象者リスト</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部福祉課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">暖房用燃料購入助成事業対象者の把握及び管理に利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５支給金額、６金融機関、７続柄、８性別、９郵便番号、１０住所、１１課税区分</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">暖房用燃料購入助成事業対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請、11 については課税調査</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部福祉課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町 2 丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市災害時要援護者名簿登録台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時要援護者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１氏名、２性別、３年齢、４住所、５所属町内会、６本人連絡先、７地区民生児童委員名、８疾病等、９使用薬剤、１０補装具使用種類、１１移動手段、１２避難支援者、１３想定される避難所、１４避難時に必要な支援	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、町内会による情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	高山市社会福祉協議会、高山警察、各町内会、民生児童委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">臨時福祉給付金庶務</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部福祉課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">臨時福祉給付金対象者の把握及び管理に利用する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１個人番号、２氏名、３生年月日、４性別、５世帯番号、６住所、７続柄、８住民状態、９扶養主個人番号、１０扶養主氏名、１１申請書発行日、１２支給資格区分、１３住民税均等割有無、１４扶養主均等割有無</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">臨時福祉給付金対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請、7・8 は住民情報より、9・10・13・14 は課税調査より</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部福祉課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町 2 丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市ほかほか燃料費助成事業対象者リスト	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	ほかほか燃料費助成事業対象者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５支給金額、６金融機関、７続柄、８性別、９郵便番号、１０住所、１１課税区分	
記録範囲	ほかほか燃料費助成対象者	
記録情報の収集方法	市県民税システム、臨時給付金システムから収集及び本人からの申請、11 については課税調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者リスト	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１申請番号、２宛名番号、３氏名、４支給予定日、５支給金額、６口座情報、７続柄、８生年月日、９性別、１０世帯番号、１１課税区分	
記録範囲	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、10・11 については課税調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障がい者福祉手当台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高山市障がい者福祉手当、特別障害者手当、障がい児福祉手当受給者の台帳管理に利用する。	
記録項目	1 種別、2 番号、3 氏名、4 生年月日、5 フリガナ、6 手当支給額、7 備考、8 申請日、9 支給開始年月日、10 処理月、11 処理事由、12 電算処理、13 有期、14 前回有期、15 郵便番号、16 住所、17 性別、18 支給日、19 三か月合計	
記録範囲	手当受給者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 19 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス関係受給者台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高山市における障害福祉サービス関係の受給者管理に利用する。	
記録項目	１氏名、２生年月日、３住所、４、性別、５障害者手帳種別、６障害支援区分、７障害支援区分有効期間、８受給サービス内容、９受給サービス有効期間、１０対象者の所得状況、１１所得区分、１２負担上限月額、１３各種区分情報、１４事業所情報、１５宛名番号	
記録範囲	障害福祉サービス・地域生活支援事業サービス受給者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 20 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和７年度定額減税不足額給付金対象者リスト	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	令和７年度定額減税不足額給付金対象者対象者の把握及び管理に利用する	
記録項目	１申請番号、２宛名番号、３氏名、４支給予定日、５支給金額、６口座情報、７続柄、８生年月日、９性別、１０世帯番号、１１課税区分	
記録範囲	令和７年度定額減税不足額給付金対象者対象者	
記録情報の収集方法	市県民税システム及び本人からの申請、10・11については課税調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部福祉課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">高年者台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部高年介護課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">高年者台帳整備のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１世帯番号、２宛名番号、３氏名、４生年月日、５性別、６住所、７住民異動情報、８電話番号、９介護情報、１０緊急連絡先氏名、１１緊急連絡先続柄、１２緊急連絡先電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">65 歳以上の市民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">高山市役所市民課、民生児童委員の調査</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">民生児童委員</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部高年介護課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町 2 丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">温泉利用券システム</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部高年介護課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">高齢者の温泉施設の利用料の一部補助のために使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１氏名、２住所、３生年月日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市内に住所を有し、４月１日現在に６５歳以上の者又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">高山市役所市民課
高山市役所福祉課</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部高年介護課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">包括支援センターシステム</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部高年介護課（包括支援センター）</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">包括支援センターのサービス利用者基本情報管理、サービス提供管理、相談支援等の業務に使用</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１本人氏名、２本人性別、３本人生年月日、４本人住所、５日常生活自立度、６認定情報、7 障害等認定、8 本人住環境、9 経済状況、10 相談者、11 相談者住所連絡先、12 相談者続柄、13 緊急連絡先氏名、14 緊急連絡先続柄、15 緊急連絡先住所連絡先、16 家族構成、17 経過</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">事業の申請者または相談対象者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人、親族、関係機関からの聞取り</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">包括支援センター</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部高年介護課（包括支援センター）
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町 2 丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険施設入所・退所連絡ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部高年介護課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者の入所・退所を把握するために使用	
記録項目	１介護保険施設名、２入所・退所日、３被保険者番号、４被保険者氏名、５被保険者生年月日、６被保険者性別、７入所前住所、８退所後住所、９退所理由、１０施設名称、１１施設電話番号、１２施設住所、１３負担限度額認定状況	
記録範囲	施設入所・退所の異動があった被保険者	
記録情報の収集方法	介護保険施設からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部高年介護課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険資格管理ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部高年介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者の資格管理に使用	
記録項目	１被保険者氏名、２被保険者番号、３被保険者生年月日、４被保険者性別、５被保険者住所、６行政区、７班、８要介護度、９負担割合、１０資格移動年月日、１１資格異動事由、１２資格異動届出年月日、１３届出者氏名、１４届出者住所、１５本人との関係、１６届出者電話番号、１７資格取得年月日、１８被保険者区分、１９旧措置入所者区分、２０移動履歴	
記録範囲	65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部高年介護課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料賦課管理ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部高年介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者の保険料賦課管理に使用	
記録項目	１被保険者氏名、２被保険者番号、３被保険者生年月日、４被保険者性別、５被保険者住所、６行政区、７班、８要介護度、９負担割合、１０調定年度、１１賦課処理日、１２徴収区分、１３賦課区分、１４所得段階、１５保険料額、１６特徴中止年月日、１７特徴中止理由、１８基礎年金番号、１９特別徴収義務者、２０期別保険料調定額、２１期別保険料収納額、２２期別保険料未納額、２３普通徴収管理人、２４普通徴収代理納付	
記録範囲	65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部高年介護課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険料受給管理ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部高年介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者の保険料収納管理に使用	
記録項目	１被保険者氏名、２被保険者番号、３被保険者生年月日、４被保険者性別、５被保険者住所、６行政区、７班、８要介護度、９負担割合、１０計画届出年月日、１１計画開始年月日、１２計画作成事業者名、１３計画終了年月日、１４計画作成委託事業者名、１５総合事業対象者情報、１６支給限度基準額適用期間、１７区分支給限度基準額、１８負担割合運用期間、１９負担割合決定年月日、２０利用者負担額減額認定情報、２１社会福祉法人減免認定情報、２２訪問介護負担額減額認定情報、２３負担限度額認定情報	
記録範囲	65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部高年介護課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険給付管理ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部高年介護課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者の給付管理に使用	
記録項目	１被保険者氏名、２被保険者番号、３被保険者生年月日、４被保険者性別、５被保険者住所、６行政区、７班、８要介護度、９負担割合、１０福祉用具購入費支給情報、１１住宅改修支給情報、１２償還払い支給情報、１３高額介護サービス費支給情報、１４高額介護医療合算サービス費支給情報	
記録範囲	65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	高山市役所市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部高年介護課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">認定情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部高年介護課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１審査順番号、２申請区分、３被保険者区分、４現在の状況、５家族状況、６合議体番号、７会場名、８作成日、９申請日、１０調査日、１１審査日、１２氏名、１３年齢、１４性別、１５被保険者番号、１６保険者番号、１７市町村、１８事業者番号、１９認定調査員番号、２０認定調査員資格、２１医療機関番号、２２主治医番号、２３二次判定結果、２４認定有効期間、２５前回介護度、２６前回認定有効期間、２７前回一次判定結果、２８簡素化、２９一次判定結果、３０状態像、３１要介護認定等基準時間、３２特定疾病名、３３警告コード、３４認定調査</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市介護保険の被保険者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">主治医意見書、訪問調査票を元とした介護保険認定認定審査会資料</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">１介護サービス計画を作成する事業者の関係人、２主治医意見書を記載した医師、３認定調査に従事した調査員</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部高年介護課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目 18 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
</table>

備　考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく届出処理および証明発行のため	
記録項目	１世帯番号、２宛名番号、３氏名漢字、４氏名かな、５旧氏漢字、６旧氏かな、７生年月日、８性別、９住所、１０方書、１１行政区コード、１２行政区名、１３地区コード、１４地区名、１５町丁コード、１６町丁名、１７支所コード、１８支所区、１９小学校区コード、２０小学校区、２１中学校区コード、２２中学校区、２３投票区コード、２４投票区、２５郵便番号、２６算定団体コード、２７住定日、２８住丁事由、２９住定届出日、３０異動日、３１異動自由、３２異動届出日、３３住民となった日、３４住民となった事由、３５住民となった届出日、３	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	本人、他自治体からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部市民課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第１２条第１項及び第１５条の４の規定に基づき開示請求等ができますので、詳しくは市民福祉部市民課（０５７７－３５－３４９６）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人	含まない	

情報が含まれているときはその旨	
備　考	－

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の管理および証明発行のため	
記録項目	１氏名、２生年月日、３住所、４印影、５印鑑登録番号、６登録状態、７登録年月日	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部市民課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地高山市印鑑条例（昭和５３年条例第２０号）第１０条第１項の規定に基づき開示請求等ができますので、詳しくは市民福祉部市民課（０５７７－３５－３４９６）にお問い合わせください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">戸籍簿</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部市民課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">戸籍法に基づく届出処理および証明発行のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１本籍、２筆頭者の氏名、３戸籍事項、４氏名、５生年月日、６配偶者区分、７父母の氏名及び続柄、８身分事項</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市に本籍を有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人、官公庁、他自治体からの通知</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部市民課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項及び第１２条の２の規定に基づき開示請求等ができますので、詳しくは市民福祉部市民課（０５７７－３５－３４９６）にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">戸籍の附票</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">高山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称</td><td colspan="2">市民福祉部市民課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">住民基本台帳法に基づく届出処理および証明発行のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">１編製日、２本籍、３筆頭者の氏名、４氏名、５生年月日、６性別、７住所、８住定日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">高山市に本籍を有する者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人、他自治体からの通知</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）高山市市民福祉部市民課
（所在地）〒506-8555
高山市花岡町２丁目１８番地住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２０条第１項及び第２１条の３の規定に基づき開示請求等ができますので、詳しくは市民保健部市民課（０５７７－３５－３４９６）にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第６０条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	おくやみ窓口名簿	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡にかかる各種手続き案内に資するため	
記録項目	１死亡者氏名、２死亡届出日、３死亡年月日、４死亡届出人氏名、５死亡届出人住所、６おくやみ掲載の可否、７窓口予約者氏名、８窓口予約者連絡先電話番号、９来庁予定者氏名、１０喪主氏名、１１喪主続柄、１２各種手帳等の返還の必要の有無、１３各種おくやみに関する提出書類の必要の有無	
記録範囲	死亡者及び親族	
記録情報の収集方法	死亡届、おくやみ手続き申込者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	公営企業（上下水道）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部市民課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市営火葬場使用許可ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	市民福祉部火葬場建設推進課	
個人情報ファイルの利用目的	市営火葬場利用者の確認、墓地、埋葬等に関する法律第１７条の規定による報告、同法施行規則第７条第３項の規定による帳簿の作成に利用する	
記録項目	１死亡者の氏名、２死亡者の住所、３死亡者の性別、４死亡者の生年月日、５死亡者の本籍、６死亡年月日時、７死亡の場所、８死因、９火葬年月日時、１０申請者の氏名、１１申請者の住所、１２死亡者との続柄	
記録範囲	死体火葬許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	市営火葬場利用者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）高山市市民福祉部火葬場建設推進課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目 18 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　考	―	